

東近江市・能登川町・蒲生町

合併検討協議会だより

平成17年
1月12日発行

創刊号

編集・発行 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会事務局 〒527-8527 滋賀県八日市市緑町10番5号 ☎0748-24-5695 FAX0748-20-0855 <http://www.bcac.co.jp/higashiomigappei/hng>

平成17年2月11日に新たに誕生する東近江市(八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町)と、能登川町及び蒲生町が合併に必要な協議や研究を行うため、「東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会」を平成16年11月26日に設立しました。

今後は、この協議会の場で話し合われた協議事項の内容を中心に、協議会だよりやホームページを通じて、みなさまにお伝えします。



合併検討協議会設立

協議を開始…重点支援地域へ

平成16年12月7日第一回合併検討協議会の開催にあたり、各首長からあいさつがありました。紙面の都合上、東近江市を構成する一市四町の代表として、会長(八日市市長)のあいさつを、また、能登川及び蒲生町長については、各々のあいさつを掲載します。

東近江市10万都市への期待

会長 中村 功一 八日市市長

生活圏を共する地域が、同じ思いに立ち、合併によるまちづくりの必要性を感じる中で、平成15年5月から八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町による合併協議が始まり、住民や議会のみならず、ご理解により、平成16年11月18日には官報告示がなされ、東近江市の誕生も確実なものとなりました。

そして今回、住民のみなさまの意見をふまえ、議会と行政が一体となり合併の方向性を模索されました。能登川町と蒲生町が申し入れをされたことから、一市四町としても、その申し入れを真しに受け止め、仲間として協議していくこととなりました。

二町が参画されますと、人口11万6千人余りとなり、文字通り10万都市が実現するわけですが、住民のみなさまの夢が実現できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

合併協議に際しましては、今までも相手を思いやり、またお互い譲り合うことを心がけてまいりましたが、さらには規模が大きくなることにより、期待されることは何か、水準が高められることは何かを常々考えながら、今回参入を希望された能登川町、蒲生町とともに、これからのまちづくりを協議できればと考えております。

住民のみなさまのご理解をよろしくお願いいたします。

町民の付託に答え、全力で合併実現へ

副会長 宇賀 武 能登川町長

当町と蒲生町が、東近江市へ合併のお願いをいたしておりますところ、平成16年11月26日に当協議会の設置協議をいただき、今回の協議会を開催できましたことにつきましては、中村市長をはじめ、各町長、各市町の議長、協議会議員のみなさまのご理解、ご協力のおかげと深く感謝いたします。

私も、町長選挙におきまして、この合併の推進を町民のみなさまにお約束をし、結果多くの方からご支持をいただきました。この町民の付託に答えるべく、非常に期間的には短期間で、大変なスケジュールとなりますが、東近江市11万6千人の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、関係各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

町民が目指している合併実現に向け

副会長 山中 壽勇 蒲生町長

協議会の発足、設立に取り組んでいただきました一市四町の首長、議会代表者及び関係者のみなさまに衷心よりお礼申し上げます。

蒲生町では、さまざまな経緯がありました。住民の意向を住民説明会で、2月発足の東近江市への合併を求める住民の意向が多く示されました。

この思いを、一市四町関係者のみなさまにお伝えさせていただいたところ、法的な財政支援等が受けられる期限を目指し、わずかなチャンスを設けていただき、この上もない対応に心から感謝を申し上げますとともに、目指している合併が実現できるよう、最大の努力をいたしますので、お迎えいただいた寛大なご厚意に、改めてお礼申し上げます。

合併重点支援地域に 指定される

平成16年12月21日付けで、滋賀県知事から「合併重点支援地域」の指定を受けました。

この指定を受けたことにより、今後の合併に伴う課題への対応など、さまざまな形で支援を受けることができるようになり、より良い協議が展開できます。



第3回合併検討協議会の開催予定

日時：平成17年1月12日(水)午後2時から
場所：五個荘町
てんびんの里文化学習センター
傍聴：定員40名(予定)

第4回合併検討協議会の開催予定

日時：平成17年2月1日(火)午後2時から
場所：永源寺町地域産業振興会館
傍聴：定員40名(予定)



合併検討協議会は 傍聴できます。

当協議会の会議は、公開を原則としています。傍聴を希望される方は、開会15分前までに受付をお願いします。

なお、希望者が定員人数を超えたときは、開会15分前までに受付された方を対象にし、抽選とさせていただきます。

2100 この情報誌は古紙配合率100%再生紙を使用しています。

協議会委員のみなさんのご紹介

会長	中村 功一	八日市市長
副会長	宮部 庄七	湖東町長
	久田 元一郎	永源寺町長
	前田 清子	五個荘町長
	植田 茂太郎	愛東町長
	宇賀 武	能登川町長
	山中 壽勇	蒲生町長
各市町議会代表	志井 弘	八日市市議会
	高村 与吉	八日市市議会
	高橋 辰次郎	永源寺町議会
	吉澤 克美	永源寺町議会
	寺村 茂和	五個荘町議会
	杉山 忠蔵	五個荘町議会
	鈴村 重史	愛東町議会
	山本 清	愛東町議会
	西澤 英治	湖東町議会
	植田 勲	湖東町議会
	小島 隆司	能登川町議会
	川南 博司	能登川町議会
	外池 文次	蒲生町議会
	福島 賢治	蒲生町議会
学識経験者	西田 弘	滋賀県東近江地域振興局長
各市町住民代表	武久 健三	八日市市
	田中 敏彦	
	飯尾 文右衛門	
	疋出 みゑ子	永源寺町
	足立 進	五個荘町
	三輪 高裕	
	上川 裕子	愛東町
	清水 雅晴	
	植田 善夫	湖東町
	野村 赤一	
	居原田 敏子	能登川町
	小寺 孝治	
	田邊 彌三雄	
	中島 ひとみ	
	藤野 正善	
	大塚 ふさ	蒲生町
	岡崎 嘉一	
	佐川 昭子	
増田 敏之		
安田 辰三		

○ホームページ開設

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会のホームページを開設しました。協議会だよりでお知らせできなかったことや、協議会の情報が満載です。

ホームページアドレス

<http://www.bcap.co.jp/higashiomigappei/hng>

16	東近江市・能登川町・蒲生町 合併建設計画
(8)	その他協議が必要な事業
	社会教育
(7)	教育関係事業
	学校教育
	都市計画
(6)	都市建設関係事業
	建設
	下水道
(5)	上下水道関係事業
	上水道
	農林水産
(4)	産業経済関係事業
	農林水産
	商工・観光・労政
	保健衛生
	国民健康保険
	生活保護
	児童福祉
	障害者福祉
	介護保険
(3)	健康福祉関係事業
	高齢者福祉
(2)	生活環境関係事業
	生活環境
	交通政策
	健康福祉関係事業
	高齢者福祉
	介護保険
	障害者福祉
	児童福祉
	生活保護
	国民健康保険
	保健衛生
	病院(診療所)
	農林水産
	商工・観光・労政
	上下水道関係事業
	上水道
	下水道
	建設
	都市計画
(7)	教育関係事業
	学校教育
	社会教育
(8)	その他協議が必要な事業
	東近江市・能登川町・蒲生町 合併建設計画

○協議第9号 合併の方式について
編入合併とすることが決定されました。
※編入する一町(能登川町及び蒲生町)を廃して、この二町の区域を東近江市に加えることをいいます。

○協議第10号 市の名称について
「東近江市」とすることが決定されました。

○協議第11号 市の事務所(市役所)の位置について
東近江市八日市緑町10番5号(現在の八日市市役所の位置)とすることが決定されました。

○協議第12号 財産の取扱いについて
能登川町及び蒲生町の所有する土地や建物、病院、学校、図書館などの公共施設などの財産は、すべて東近江市に引き継ぐことが決定されました。

○協議第13号 地方税、使用料、手数料の取扱いについて
地方税については東近江市の制度に統一し、使用料及び手数料については東近江市の方針に基づき統一するよう調整する。また、入館料を定めている施設については、現行のとおりとする。とも決定されました。

○協議第14号 町名、字名の取扱いについて
住民票などに使われている町名、字名の取扱いについては、次のとおり調整することが決定されました。

1 東近江市ですべて定められている町名等に変更はありませんが、能登川町及び蒲生町及び蒲生町が現在加入している中部清掃組合や八日市衛生プラント組合、布引斎苑組合や東近江行政組合は、合併後、東近江市として引き継ぎ加入することなどが決定されました。

○協議第16号 公共的団体等の取扱いについて
地域に存在する各団体と充分協議しながら、統合や再編等の調整に努めることなどが決定されました。ただし、特別な事情により統合や再編等が困難な団体については、当分の間、現行のとおりとすることも決定されました。

○協議第17号 補助金、交付金等の取扱いについて
各種団体などの運営や活動を支援するための補助金や交付金などは、従来からの経緯や実情をふまえ、次のとおり調整することが決定されました。

1 東近江市と能登川町又は蒲生町で、同じあるいは同種の補助金などは、関係団体の理解と協力を得て統一する。

2 独自の補助金などは、合併後の市域内の均衡を保つよう調整する。

3 整理や統合ができる補助金などは、統合又は廃止できるように調整する。

○協議第18号 総務・企画・人権関係事業について
東近江市の制度及び方針に統一するよう調整を図ることが決定されました。

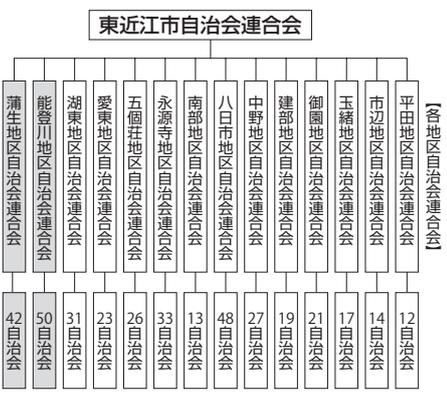
なお、関係する事務事業は次のとおりです。

○協議第19号 消防防災事業について
すでに広域で行っている常備消防については、現行のとおり東近江行政組合消防本部や愛知郡広域行政組合消防本部で実施することや、能登川町及び蒲生町の消防団は、合併時に東近江市消防団として再編し、統一することなどが決定されました。

電算システムについて
住民基本台帳や印鑑登録証明などの基幹

○協議第20号 広報広聴事業について
東近江市の方針により、広報紙の発行は月1回、新聞折込みによる配布を基本とし、新聞未購読者については郵送で配布する。また、住民サービスの公平性を考え、ケーブルテレビを導入することなどが決定されました。

○協議第21号 ミニシティ施策について
自治組織については、東近江市自治会連合会に、新たに能登川町及び蒲生町の現行自治会を基本にした、能登川及び蒲生地区自治会連合会を加え設置する。



また、「ミニシティ施策」については、地域の自立を促し、自治活動の活性化を図れるよう支援事業の調整に努めることなどが決定されました。

人権施策について
東近江市が制定する新条例に基づき、審議会の設置や基本計画の策定、推進体制の整備を図ることが決定されました。

左記の協定項目について、一体性の確保や格差の解消、また、健全な財政運営や行政改革の推進といった点に留意しながら、協議や調整を行っていきます。

協議される協定項目

1	合併の方式
2	合併の期日
3	市の名称
4	市の事務所(市役所)の位置
5	議会の議員の定数 及び任期の取扱い
6	農業委員会の委員の定数 及び任期の取扱い
7	一般職の職員の身分の取扱い
8	特別職の身分の取扱い
9	財産の取扱い
10	地方税、使用料、手数料の取扱い
11	町名、字名の取扱い
12	一部事務組合等の取扱い
13	公共的団体等の取扱い
14	補助金、交付金等の取扱い
15	各種事務事業の取扱い
(一) 総務・企画・人権関係事業	
消防防災	
電子システム	

第1回合併検討協議会の報告

平成16年12月7日(火)能登川町やわらぎホールにおいて、第1回合併検討協議会が開催されました。今回の協議会では、議会の代表や住民の代表として選ばれた協議会委員に、委嘱状が交付されたほか、協議会の運営規程などの協議が行われました。

報告事項

○報告第1号～第5号

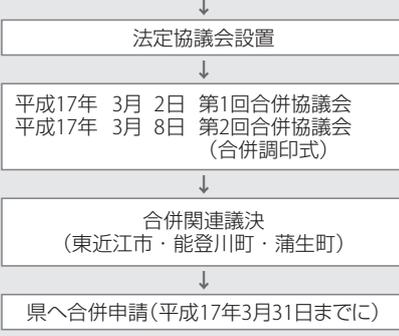
協議会の運営に必要な次の規程や要領について報告され、承認されました。

- 幹事会規程
 - 専門部会規程
 - 事務局規程
 - 会計事務規程
 - 会議資料の閲覧要領
- なお、協議日程は下記のとおりです。



協議日程

平成16年12月 7日	第1回合併検討協議会
平成16年12月22日	第2回合併検討協議会
平成17年 1月12日	第3回合併検討協議会
平成17年 2月 1日	第4回合併検討協議会



協議事項

○協議第1号～第7号

協議会の会議運営規程や事業計画など、次のことについて決定されました。

会議運営規程・会議運営申し合わせ事項・会議傍聴規程・小委員会規程・報酬及び費用弁償に関する規程・平成16年度事業計画・予算について

○協議第8号 合併建設計画の策定方針・骨子について

東近江市の新しいまちづくり計画の理念、趣旨をふまえ、地域のバランスある発展や東近江市と能登川町及び蒲生町の速やかな一体化などを考慮した計画の策定方針・骨子が決定されました。

第2回合併検討協議会の報告

平成16年12月22日(水)蒲生町あかね文化センターにおいて、第2回合併検討協議会が開催されました。今回の協議会では、合併の方式や市の名称についての協議が行われました。



協議事項

○協議第15号

一部事務組合等の取扱いについて

生町における「大字名」は、原則として「大字」を削除し、現在の名称に「町」をつけ、東近江市の「町名」となる。

2 蒲生町大字大森及び大字寺については、東近江市大森町及び寺町(いずれも現八日市市)と区分ができるよう合併時まで調整する。

3 この調整方針を基本に、能登川町及び蒲生町の「町名」については、住民の意向をふまえた後に決定する。

系業務システムは、平成17年度中に統一し、ネットワークシステムにより運用することなどが決定されました。

慣行の取扱いについて

市民憲章や市の花等は、東近江市において制定の必要性を含め検討することなどが決定されました。

条例・規則の取扱いについて

東近江市の条例や規則を適用しますが、協議された各種事務事業等の調整内容をふまえ、必要に応じ整備することが決定されました。

東近江市・能登川町・蒲生町

合併検討協議会だより

平成17年
2月16日発行

第2号

編集・発行 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会事務局 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号 ☎0748-24-5695 FAX0748-20-0855 <http://www.bcsp.co.jp/higashiomigappei/hng>



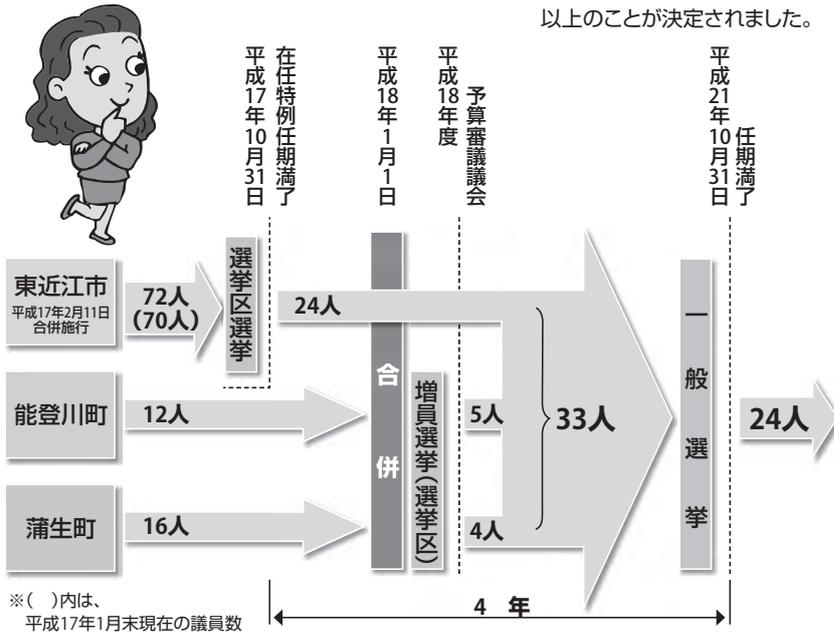
第3回合併検討協議会の様子

合併の期日は「平成18年1月1日」に決定
 第3回合併検討協議会を平成17年1月12日(水)、五個荘町てんびんの里文化学習センターにおいて開催。また、第4回協議会を2月1日(火)、永源寺町地域産業振興会館において開催し、「合併の期日」や「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」などの協議が行われ決定されました。

○協議第27号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- ・東近江市の議会議員の定数については、合併後、最初に行われる選挙に限り、9人を増員する。
- ・合併後、最初に行われる選挙に限り、能登川町及び蒲生町区域に選挙区を設け、増員選挙を実施し、各選挙区における定数は、能登川選挙区5人、蒲生選挙区4人とする。

以上のことが決定されました。



協議第25号 都市建設関係事業について

東近江市の制度及び方針に統一するよう調整を図ることが決定されました。なお、調整の概要は次のとおりです。

建設について

- 道路河川整備事業については、継続中のものを東近江市に引き継ぎ、新規事業については、東近江市において計画的に整備、推進する。

- 公営住宅の家賃については、合併時に調整する。ただし、合併前の入居者の家賃が著しく上昇することのないよう検討する。
- 建築基準法等関係事務については、東近江市において実施する。

都市計画について

- 都市計画区域は、現行の区域を東近江市に引き継ぐ。ただし、区域の見直しについては、東近江市において検討する。

協議第26号 教育関係事業について

東近江市の制度及び方針に統一するよう調整を図ることが決定されました。なお、調整の概要は次のとおりです。

学校教育について

- 東近江市においても引き続き教職員の資質向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図る。
- 幼稚園の運営方針や内容などについては、東近江市の制度に統一する。ただし、保育料や保育時間、預かり保育の運営については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度からは統一するよう調整する。
- 学校給食事業については、現行のとおり引き継ぎ、東近江市において拡大を図るよう調整に努める。



- 通園・通学区域及び通園・通学バスなどについては、原則として現行のとおり東近江市に引き継ぐ。

社会教育について

社会教育や社会体育、文化振興に関する制度や事業などについては、現行の内容を東近江市に引き継ぎ、一本化するべきものとの地区単位で取り組むべきものと区分して実施する。

- 図書館(室)については、現行のとおり東近江市に引き継ぎ、館の連携により相互利用を図るよう調整する。

協議第28号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

能登川町及び浦生町の農業委員会については、東近江市農業委員会に統合する。

- 両町の選挙による委員については、各町5人の委員が、東近江市農業委員会の委員の残任期間(平成20年7月19日まで)、委員として引き継ぎを任する。在任する委員は、各町の農業委員会の互選により選出する。
- 合併後における選挙による委員の定数及び選挙区については、次の一般選挙において調整する。

以上のことが決定されました。

協議第29号 一般職の職員の身分の取扱いについて

能登川町及び浦生町の一般職の職員については、すべて東近江市の職員として引き継ぐことが決定されました。

協議第30号 特別職の身分の取扱いについて

能登川町及び浦生町の特別職については、合併の日の前日に失職する。ただし、非常勤の特別職のうち設置の必要のあるものについては、合併時までに調整することが決定されました。

※協議第27号は1面に掲載。

これまでに4回開催された任意の合併検討協議会の決定事項をふまえ、3月からは各市町議会の議決を経て設置される法定の合併協議会に移行します。

第1回(法定)合併協議会の開催予定

日時：平成17年3月2日(水)午後2時から
場所：東近江市愛東福祉センターじゅぴあ
(東近江市妹町)
傍聴：定員40名(予定)

第2回(法定)合併協議会の開催予定

日時：平成17年3月8日(火)午後2時から
場所：東近江市役所別館大ホール
(東近江市八日市緑町)
傍聴：定員30名(予定)

協議会の会議資料や 会議録が閲覧できます。

当協議会の会議資料や会議録は、ホームページでご覧いただけます。なお、直接閲覧を希望される方は、当協議会事務局または各市町合併担当課並びに東近江市各支所までお越しください。

<http://www.bcap.co.jp/higashiomigappei/hng>



第2回(法定)合併協議会終了後、八日市商工会議所(東近江市八日市東浜町)で、合併協定調印式の開催を予定しています。

調印式は、協議会と同様に、一般の方もご覧いただけます。ただし、会場の都合により、人数を制限させていただくこともありますので、ご了承ください。



16		15 各種事務事業の取扱い																											
東近江市・能登川町・蒲生町 合併建設計画	社会教育	学校教育	教育関係事業	都市計画	建設	都市建設関係事業	下水道	上水道	上下水道関係事業	農林水産	農工・観光・労政	産業経済関係事業	病院(診療所)	保健衛生	国民健康保険	生活保護	児童福祉	障害者福祉	介護保険	高齢者福祉	健康福祉関係事業	交通政策	生活環境	生活環境関係事業	人権施策	条例・規則	広報広聴	姉妹都市・国際交流	コミュニティ施策

○ 協議第20号
健康福祉関係事業について

東近江市の制度及び方針に統一するよう調整を図ることが決定されました。なお、調整の概要は次のとおりです。

高齢者福祉について

・老人保健福祉計画については、東近江市において平成18年度からの新たな計画を策定する。

・外出支援サービスや配食サービス、生きがい生活支援通所事業については、現行のとおり東近江市に引き継ぎ、合併後2年以内に統一するよう調整する。

・生活管理指導員派遣事業や寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業、介護用品の購入助成及び敬老祝金については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度からは東近江市の制度で実施する。

・緊急通報システム事業については、現行の敬老会については、地域の実情にあわせて自治会や地区で実施されるよう調整する。

介護保険について

・介護保険事業計画については、東近江市において平成18年度からの新たな計画を策定する。

・第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料については、平成17年度まではそれぞれ旧市町の保険料とし、平成18年度からは統一する。また、納期は8期とする。

障害者福祉について

・支援費制度事業・重度身体障害者日常生活用具給付事業・更生医療の給付・身体障害者デイサービス事業・社会参加促進事業・重度障害者紙おむつ費用助成については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度からは東近江市の制度で実施する。

・心身障害者24時間対応型利用制度や在宅重度障害者通所生活訓練援助事業については、当分の間、現行のとおりとする。

病院診療所について

・能登川町及び蒲生町が運営する病院や診療所については、現行のとおり東近江市に引き継ぐ。また、地域の医療を維持するため、医療機関の連携や機能分担などをふまえ、合併後の東近江市の医療体制について、早期に総合的な検討を行う。

○ 協議第21号
産業経済関係事業について

東近江市の制度及び方針に統一するよう調整を図ることが決定されました。なお、調整の概要は次のとおりです。

農林水産について

・農業関係事業については、各種計画を東近江市において策定し、地域の特性を生かした諸施策を実施する。

・農村振興総合整備事業について、蒲生町の採択事業は、東近江市においても引き続き実施し、未整備の能登川町については、基本計画や実施計画を策定し逐次事業を実施する。

委員の意見

【質問】認定農業者以外の具体的な農業後継者対策について、どのようにお考えか。

【回答】兼業農家の退職による就労のみならず、法人化の組織づくりを進めながら農業経営基盤の確立を行い、女性を含む新たな農業者の確保に努めていきたいと考えています。



○ 協議第23号
合併の期日について

住民への情報提供や合併準備にかかる期間などを考慮し、平成18年1月1日とすることが決定されました。

○ 協議第24号
上下水道関係事業について

東近江市の制度及び方針に統一するよう調整を図ることが決定されました。なお、調整の概要は次のとおりです。

上水道について

・能登川町及び蒲生町の上水道事業については、東近江市の上水道事業として実施する。

水道料金について

・東近江市における施設計画や財政計画に基づく料金に統一するよう合併後段階的に調整する。また、加入金については、水道料金の改定とあわせて合併後に調整する。

下水道について

・能登川町及び蒲生町の公共下水道事業や農業集落排水事業に係る使用料や徴収方法については、合併時に東近江市の制度に統一する。

・農業集落排水事業に係る新規加入金については、蒲生町は現行のとおり各管理組合の定めた額とし、現在負担のない能登川町は、合併時まで調整する。



(裏面について)

合併協定項目

第1回及び第2回合併検討協議会で協議決定された項目

1	合併の方式
2	合併の期日
3	市の名称
4	市の事務所(市役所)の位置
5	議会の議員の定数 及び任期の取扱い
6	農業委員会の委員の定数 及び任期の取扱い
7	一般職の職員の身分の取扱い
8	特別職の身分の取扱い
9	財産の取扱い
10	地方税、使用料、手数料の取扱い
11	町名、字名の取扱い
12	一部事務組合等の取扱い
13	公共的団体等の取扱い
14	補助金、交付金等の取扱い

(一) 総務・企画・人権関係事業

消防防災

電算システム

町丁

第3回及び第4回合併検討協議会の報告

協議事項

協議第19号 生活環境関係事業について

東近江市の制度及び方針に統一するよう調整を図ることが決定されました。なお、調整の概要は次のとおりです。

生活環境について

・環境施策については、東近江市で制定する環境基本条例に基づき、良好な環境の保全と創造を図るための諸施策を総合的、計画的に推進する。
・ごみの処理については、各市町で加入している一部事務組合で現行のとおり処理する。また、ごみの収集については、現行のとおり実施する。

委員の意見

〔質問〕東近江市の環境基本条例に、琵琶湖の清掃活動などを盛り込んでほしい。

〔回答〕良好な環境を保全するため、市民の意見を反映した条例を制定し、実践力のあるものとなるよう、まい進したいと考えています。



交通政策について

・民間の地方バス路線維持費補助事業については、現行のとおりとする。
・能登川町及び蒲生町における公共施設や医療機関などをバス路線で結ぶコミュニティバス事業については、合併後2年以内調整する。

児童福祉について



・児童福祉施策については、急速に進む少子化に対応するため、東近江市において策定する次世代育成支援に向けた行動計画を合併後速やかに点検し、各種施策の展開を図る。

・保育園については、現行のとおりとするほか、保育料(一時保育料含む)については合併時は現行のとおりとし、平成18年度からは東近江市の保育料に統一する。また、延長保育や一時保育、障害児保育については、現行のとおり実施する。

生活保護について

・東近江市福祉事務所において、国または県などが定める制度に基づき実施する。

国民健康保険について

・国民健康保険料(税)については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度からは東近江市の保険料に統一する。
・保険給付事業、人間ドック・脳ドック検診費助成、高額療養費負担・出産資金貸付については、合併時は現行のとおりとし、平成18年度からは東近江市の制度に統一して実施する。

・福祉医療費助成については、乳幼児の医療費助成対象者を就学前まで拡大するなど、各町単独で実施している事業の対象者や給付基準を東近江市の制度に統一していく。

保健衛生について

・母子及び成人の各種健診や健康相談、予防接種などについては、合併時は現行のとおりとし、平成18年度からは実施内容や方法などの統一を図り、各地域の保健センターを拠点に実施する。

・商工・観光・労政について
産業の振興や地域の活性化を図るため、引き続き事業の推進に努める。

協議第22号

東近江市・能登川町・蒲生町 合併建設計画(素案)について

・合併建設計画についての協議が行われ、県への事前協議をふまえ、素案が決定されました。

★合併建設計画は、合併後のまちづくりの方向を示すもので、「みんなであつくる」をおいとし、かわいのみち「東近江市」を将来像としています。

基本施策の 主な内容は次のとおりです。

- ・町立病院は、東近江市に引き継ぎ、市の医療体制について早期に総合的に検討する。
- ・能登川駅のもつ機能が高まるよう、長期的な視野で土地区画整理事業などに取り組む。
- ・市民主体のまちづくりシステム(まちづくり協議会を二町域にもつくる)。
- ・ケーブルテレビ網の二町域への拡大。

なお、内容につきましては、各市町を通じてみなさんに配布しています。東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画概要版をご覧ください。



東近江市・能登川町・蒲生町 合併協議会だより

平成17年
3月30日発行

No.1
速報

編集・発行 東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会事務局 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号 ☎0748-24-5695 FAX0748-20-0855 <http://www.bc.ap.co.jp/higashiomiagepp/hng>



調印式の様子(左から山中壽勇蒲生町長、宇賀武能登川町長、國松善次滋賀県知事、中村功一東近江市長)

東近江市・能登川町・蒲生町
3月30日
合併申請書を提出

能登川町と蒲生町が加わり

昨年12月から4回にわたり開催された任意の合併検討協議会に引き続き、3月からは法定の合併協議会が2回開催され、これまでに協議を重ねてきた合併協定項目すべての協議が終了しました。

これを受けて、3月8日に八日市商工会議所において合併協定調印式を開催し、東近江市と能登川町及び蒲生町の議会議員の方々や多くの来賓が見守る中で、各市町長が合併協定書に調印を行い、その後、協議会委員の全員が立会人として、また國松善次滋賀県知事が特別立会人として合併協定書に署名をされました。

合併協定項目の協議終了と合併協定書の調印をふまえ、廃置分合(合併)関連議案が東近江市と能登川町及び蒲生町の議会に提案され、3月23日に各市町とも賛成多数で可決されたことにより、3月30日滋賀県知事へ廃置分合(合併)の申請書が提出されます。

この申請により、平成18年1月1日には、能登川町と蒲生町が加わり、「新・東近江市」12万都市が実現することになります。

※合併協定書→市の名称や合併の方式、期日などの合併に関する基本的な事項や地方税の取扱いなどの事務事業の一元化に関する事項、また、合併後のまちづくりの方向を示した合併建設計画に関する事項について、これまでに調整協議された内容を取りまとめたもの。

各市町議会において可決された廃置分合(合併)関連議案の内容

- (1)東近江市、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町の廃置分合の申請について
 - ・平成18年1月1日から神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町を廃し、その区域を東近江市に編入することを滋賀県知事に申請する。
- (2)東近江市、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
 - ・神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町の財産は、すべて東近江市に帰属させる。
- (3)東近江市、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
 - ・神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町の農業委員会の委員で選挙により選出された者は、合併特例法を適用し、各町5人の委員が、東近江市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き東近江市の農業委員会の委員として在任する。この場合、在任する委員は、各町の農業委員会の選挙による委員の互選により選出する。

平成18年1月1日「新・東近江市」12万都市実現へ



調印式での各市町議会の議長による立会人署名の様子

東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会委員のみなさんご紹介

会 長	副 会 長	各 市 町 議 会 代 表	学 識 経 験 者	住 民 代 表
中村功一	宇賀武	山中壽勇 高橋辰次郎 寺村茂和 植田 勲 小島隆司 川南博司 外池文次 西田 弘 福島賢治	武久健三 田中敏彦 飯尾文右衛門 足出みさ子 足立進 三輪高裕 上川裕子 清水雅晴 植田善夫 野村赤子 原野田敏子 小寺孝治	田邊彌三雄 藤野正善 大塚ふさ 佐川隆三 増田敏之 安田辰三
東近江市長	能登川町長	蒲生町長 東近江市議会 東近江市議会 東近江市議会 東近江市議会 東近江市議会 東近江市議会 東近江市議会 東近江市議会 東近江市議会 東近江市議会 東近江市議会	滋賀県東近江市 滋賀県東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市	東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市 東近江市

(順不同敬称略)

東近江市・能登川町・蒲生町

平成17年
6月29日発行

合併協議会だより

No.2

編集・発行 東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会事務局 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号 ☎0748-24-5696 FAX0748-20-0855 <http://www.bcap.co.jp/higashiomigappei/hng>

みんなで作る うるおいとにぎわいのまち
新「東近江市」平成18年1月1日誕生



滋賀県知事による合併の決定及び
総務大臣の告示がありました！

1市2町の人口と世帯数及び面積（平成17年6月1日現在）

	総数	人口		世帯数	面積
		男	女		
東近江市	79,398人	39,147人	40,251人	26,827世帯	317.57㎢
能登川町	23,414人	11,483人	11,931人	7,318世帯	31.12㎢
蒲生町	15,187人	7,462人	7,725人	4,386世帯	34.64㎢
合 計	117,999人	58,092人	59,907人	38,531世帯	383.33㎢

新「東近江市」いよいよ発行
クーポン券配付 ※詳しくは、次頁をご覧ください。

スタンダラリー実施

平成17年5月20日 金曜日

告示

官報

○総務省告示第六百号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、蒲生郡蒲生町及び神崎郡能登川町を廃し、その区域を東近江市に編入する旨、滋賀県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年五月二十日

総務大臣 麻生 太郎

滋賀県知事は、平成17年3月30日に一市二町から提出された廃置分合（合併）の申請を受けて、平成18年1月1日から蒲生郡蒲生町及び神崎郡能登川町を廃し、その区域を東近江市に編入する廃置分合に関する議案を4月28日の滋賀県議会臨時会に提案し、審議の結果、賛成多数で可決されました。
この結果をふまえ、滋賀県知事による一市二町の廃置分合の決定及び総務大臣への届出が行われ、5月20日付けの官報において総務大臣の告示がなされました。
これにより、地方自治法及び合併の特例に関する法律等に基づく手続きはすべて完了したことが、一市二町の合併が確定しました。

第3回合併協議会の報告

平成17年5月26日(木)、能登川町やわらぎホールにおいて、第3回合併協議会が開催され、平成16年度事業実績の報告や平成17年度補正予算などについての協議が行われました。

報告事項

○**幹事会規程の一部改正について**
今年度における各市町の組織機構等に合わせ、幹事会規程の一部改正する報告があり、承認されました。

○**平成16年度事業報告について**
協議会の開催、ホームページや協議会などにより提供事業など、昨年度における事業の実績について報告があり、承認されました。

協議事項

○**平成16年度歳入歳出決算の認定について**
昨年度における協議会歳入歳出の決算及び監査についての報告があり、認定されました。

○**平成17年度補正予算について**
前年度繰越金の額の確定やスタンプラリーなどの合併啓発事業の実施に伴い、今年度予算を補正することが決定されました。

協議会委員の変更について

滋賀県職員人事異動に伴い、平成17年4月1日から協議会委員が次のとおり変更となりました。

(敬称略)

変更後 学識経験者 滋賀県東近江地域振興局長 古川 太郎
(変更前) " " " 西田 弘)

第4回合併協議会の開催予定

日時：平成17年7月14日(木)午後2時から
場所：蒲生町役場 3階第1、第2委員会室
傍聴：定員30名(予定)

第5回合併協議会の開催予定

日時：平成17年9月30日(金)午後3時から
場所：東近江市湖東支所 3階大会議室
傍聴：定員30名(予定)

○情報満載。ホームページをご覧ください。

当協議会では「合併協議会だより」のほかにホームページを開設し、合併に関する情報をお知らせしています。これまでの会議資料や会議録、合併設計画の内容などをご覧いただけますので、ぜひ一度アクセスしてみてください。

ホームページアドレス
<http://www.bcap.co.jp/higashiomigappei/hng>



新「東近江市」誕生記念事業

★新「東近江市」いいところ発見 スタンプラリー

★新「東近江市」いいところ発見 得クーポン券



平成18年1月1日、東近江市に能登川町と蒲生町が加わり、新「東近江市」が誕生します。

この新「東近江市」の魅力をスタンプラリーに参加して発見してください。さあ、クーポン券も持って新「東近江市」へ出かけましょう!



クーポン券は切り取ってご利用ください。

新「東近江市」いいところ発見クーポン券

- 本券を切り離し施設へお渡しいただくと、掲載の特典が受けられます。
- 現金との引き換えはできません。
- 本券の複製、コピーはご利用になれません。
- 有効期限：平成17年7月20日～10月31日
- 発行：東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会

新「東近江市」いいところ発見クーポン券

- 本券を切り離し施設へお渡しいただくと、掲載の特典が受けられます。
- 現金との引き換えはできません。
- 本券の複製、コピーはご利用になれません。
- 有効期限：平成17年7月20日～10月31日
- 発行：東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会

新「東近江市」いいところ発見クーポン券

- 本券を切り離し施設へお渡しいただくと、掲載の特典が受けられます。
- 現金との引き換えはできません。
- 本券の複製、コピーはご利用になれません。
- 有効期限：平成17年7月20日～10月31日
- 発行：東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会

新「東近江市」いいところ発見クーポン券

- 本券を切り離し施設へお渡しいただくと、掲載の特典が受けられます。
- 現金との引き換えはできません。
- 本券の複製、コピーはご利用になれません。
- 有効期限：平成17年7月20日～10月31日
- 発行：東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会

新「東近江市」いいところ発見クーポン券

- 本券を切り離し施設へお渡しいただくと、掲載の特典が受けられます。
- 現金との引き換えはできません。
- 本券の複製、コピーはご利用になれません。
- 有効期限：平成17年7月20日～10月31日
- 発行：東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会

新「東近江市」いいところ発見クーポン券

- 本券を切り離し施設へお渡しいただくと、掲載の特典が受けられます。
- 現金との引き換えはできません。
- 本券の複製、コピーはご利用になれません。
- 有効期限：平成17年7月20日～10月31日
- 発行：東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会

新「東近江市」いいところ発見クーポン券

- 本券を切り離し施設へお渡しいただくと、掲載の特典が受けられます。
- 現金との引き換えはできません。
- 本券の複製、コピーはご利用になれません。
- 有効期限：平成17年7月20日～10月31日
- 発行：東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会

新「東近江市」いいところ発見クーポン券

- 本券を切り離し施設へお渡しいただくと、掲載の特典が受けられます。
- 現金との引き換えはできません。
- 本券の複製、コピーはご利用になれません。
- 有効期限：平成17年7月20日～10月31日
- 発行：東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会

新「東近江市」いいところ発見クーポン券

- 本券を切り離し施設へお渡しいただくと、掲載の特典が受けられます。
- 現金との引き換えはできません。
- 本券の複製、コピーはご利用になれません。
- 有効期限：平成17年7月20日～10月31日
- 発行：東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会

新「東近江市」いいところ発見クーポン券

- 本券を切り離し施設へお渡しいただくと、掲載の特典が受けられます。
- 現金との引き換えはできません。
- 本券の複製、コピーはご利用になれません。
- 有効期限：平成17年7月20日～10月31日
- 発行：東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会

新「東近江市」いいところ発見クーポン券

- 本券を切り離し施設へお渡しいただくと、掲載の特典が受けられます。
- 現金との引き換えはできません。
- 本券の複製、コピーはご利用になれません。
- 有効期限：平成17年7月20日～10月31日
- 発行：東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会

新「東近江市」いいところ発見クーポン券

- 本券を切り離し施設へお渡しいただくと、掲載の特典が受けられます。
- 現金との引き換えはできません。
- 本券の複製、コピーはご利用になれません。
- 有効期限：平成17年7月20日～10月31日
- 発行：東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会

★ラリーポイント★

①世界風博物館八日市大風会館

住所：東近江市八日市東本町3-5
電話番号：0748-23-0081
開館時間：9:00～17:00(入館は16:30まで)
休館日：水曜日、祝日の翌日、毎月第4火曜日

②河辺いきもの森

住所：東近江市建部北町531
電話番号：0748-20-5211
開館時間：5月～9月/9:00～18:00
10月～4月/9:00～16:30
休館日：月曜日、祝日の翌日

③太郎坊宮

住所：東近江市小島町2247
電話番号：0748-23-1341
拝観時間：8:30～16:30
無休

④愛郷の森

住所：東近江市和南町1563
電話番号：0748-27-2009
開館時間：8:30～17:00
休館日：水曜日(夏休み中は無休)

⑤永源寺

住所：東近江市永源寺高野町41
電話番号：0748-27-0016
拝観時間：9:00～16:00
無休

⑥近江商人博物館

住所：東近江市五個荘電田町583
電話番号：0748-48-7101
開館時間：9:30～17:00(入館は16:30まで)
休館日：月曜日(祝日を除く)、祝日の翌日

⑦五個荘農村環境改善センター

住所：東近江市五個荘塚本町279
電話番号：0748-48-6678
開館時間：8:30～17:15
無休

⑧あいとうマールゲットステーション

住所：東近江市妹町184-1
電話番号：0749-46-1110
開館時間：4月29日～9月/9:30～19:00
10月～4月28日/9:30～18:00
休館日：火曜日(祝日を除く)

⑨百濟寺

住所：東近江市百濟寺町323
電話番号：0749-46-1036
拝観時間：8:00～17:00
無休

⑩西堀榮三郎記念探検の殿堂

住所：東近江市横溝町419
電話番号：0749-45-0011
開館時間：9:30～17:00(入館は16:30まで)
夏休み中は18:00(入館は17:30まで)
休館日：月曜日、祝日の翌日(夏休み中は無休)

⑪近江商人郷土館

住所：東近江市小田町473
電話番号：0749-45-0002
開館時間：10:00～16:30(入館は16:00まで)
休館日：月曜日

⑫能登川水車とカヌーランド

住所：能登川町伊庭1269
電話番号：0748-42-3000
開館時間：9:00～16:00
休館日：月曜日、祝日の翌日

⑬総合文化情報センター(博物館)

住所：能登川町山路2225
電話番号：0748-42-6761
開館時間：10:00～18:00
休館日：月・火曜日(祝日の場合は水曜日も休館)
祝日、毎月最終木曜日(夏休み中は開館)

⑭緑の広場パターゴルフ場

住所：蒲生町鈴180-3
電話番号：0748-55-1403
開場時間：9:00～17:00(入場は15:00まで)
休場日：月～金曜日、(開場日：土・日・祝日)

⑮野口謙蔵記念館

住所：蒲生町輪田442
電話番号：0748-55-3836
開館時間：10:00～16:30(入館は16:00まで)
休館日：火曜日(祝日の場合はその翌日)

新「東近江市」には、それぞれのまちで培われた文化や奥深い歴史が存在し、緑豊かな自然に彩られています。
1市2町を訪れ、新「東近江市」の魅力を感じてください。





開催期間

平成17年7月20日～10月31日

ラリーポイント

東近江市、能登川町、蒲生町の施設、計15箇所をラリーポイントとして設けています。(下図及び左表のとおり)

賞

スタンプの数によって、各賞の抽選を行い賞を贈ります。

- ひがしおうみ再発見賞……………特産品1,000円相当を100名(スタンプ4個以上)
- ひがしおうみ大好き賞……………特産品2,000円相当を100名(スタンプ8個以上)
- ひがしおうみ満喫賞……………特産品3,000円相当を50名(スタンプ12個以上)

※抽選結果は商品の発送をもってかえさせていただきます。

スタンプラリーには、添付のクーポン券を
使てね!



★ラリーポイント位置図★



新「東近江市」の発見スタンプラリー



新「東近江市」いいところ発見 スタンプラリー

●スタンプ帳●

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

スタンプ帳は、スタンプラリーポイント及び1市2町の役所(支所)、役場に設置の回収ボックスに入れてください。

住所 〒 _____

氏名 _____

TEL _____

【おこたわり】ご記入いただいた個人情報に関する内容については、当スタンプラリー運営のみに利用させていただきます。

この情報紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。



新「東近江市」いいところ発見 得クーポン券

クーポン券を持って新「東近江市」へ出かけよう!

■世界風博物館八日市大風会館

- 住所：東近江市八日市東本町3-5
- 電話番号：0748-23-0081
- 開館時間：9:00～17:00(入館は16:30まで)
- 休館日：水曜日、祝日の翌日、毎月第4火曜日

■永源寺

- 住所：東近江市永源寺高野町41
- 電話番号：0748-27-0016
- 拝観時間：9:00～16:00
無休

■eタウンマーケット八風

- 住所：東近江市永源寺高野町322
- 電話番号：0748-27-0360
- 開館時間：10:00～16:00
- 休館日：火・水曜日

■近江商人博物館

- 住所：東近江市五個荘竜田町583
- 電話番号：0748-48-7101
- 開館時間：9:30～17:00(入館は16:30まで)
- 休館日：月曜日(祝日を除く)、祝日の翌日

■近江商人屋敷 3館

- 住所：東近江市五個荘金堂町
- 電話番号：外村宇兵衛邸(0748-48-5557) 外村繁邸(0748-48-5676)
中江準五郎邸(0748-48-3399)
- 開館時間：9:30～16:30
- 休館日：月曜日(祝日を除く)、祝日の翌日

■あいとうマーガレットステーション

- 住所：東近江市妹町184-1
- 電話番号：0749-46-1110
- 開館時間：4月29日～9月/9:30～19:00 10月～4月28日/9:30～18:00
- 休館日：火曜日(祝日を除く)

■百済寺

- 住所：東近江市百済寺町323
- 電話番号：0749-46-1036
- 拝観時間：8:00～17:00
無休

■西堀榮三郎記念探検の殿堂

- 住所：東近江市横溝町419
- 電話番号：0749-45-0011
- 開館時間：9:30～17:00(入館は16:30まで) 夏休み中は18:00(入館は17:30まで)
- 休館日：月曜日、祝日の翌日(夏休み中は無休)

■近江商人郷土館

- 住所：東近江市小田刈町473
- 電話番号：0749-45-0002
- 開館時間：10:00～16:30(入館は16:00まで)
- 休館日：月曜日

■ふれあい運動公園パターゴルフ場

- 住所：能登川町東見新田1224
- 電話番号：090-8825-7198
- 開場時間：9:00～16:00(入場は15:30まで)
- 休場日：月曜日、祝日の翌日

■緑の広場パターゴルフ場

- 住所：蒲生町鈴1180-3
- 電話番号：0748-55-1403
- 開場時間：9:00～17:00(入場は15:00まで)
- 休場日：月～金曜日、(開場日：土・日・祝日)

■野口謙蔵記念館

- 住所：蒲生町綺田442
- 電話番号：0748-55-3836
- 開館時間：10:00～16:30(入館は16:00まで)
- 休館日：火曜日(祝日の場合はその翌日)



新「東近江市」いいところ発見
得クーポン券
世界風博物館八日市大風会館
●入館料：無料(大人200円～小中学生100円)
●対象：本券で5人までご利用いただけます。



新「東近江市」いいところ発見
得クーポン券
永源寺
●拝観料：3割引(500円～350円) 大人と同伴の中学生以下は無料
●対象：本券で5人までご利用いただけます。



新「東近江市」いいところ発見
得クーポン券
eタウンマーケット八風
●物販：角こんにやく5%割引
●対象：本券で5人までご利用いただけます。



新「東近江市」いいところ発見
得クーポン券
近江商人博物館
●入館料：無料(大人200円～小中学生100円)
●対象：本券で5人までご利用いただけます。



新「東近江市」いいところ発見
得クーポン券
近江商人屋敷 3館
●入館料：無料(大人500円～小中学生250円)
●対象：本券で5人までご利用いただけます。



新「東近江市」いいところ発見
得クーポン券
あいとうマーガレットステーション
●物販：フェアートシングル購入者→ダブルにして提供
●対象：本券で5人までご利用いただけます。



新「東近江市」いいところ発見
得クーポン券
百済寺
●拝観料：3割引(500円～350円) 大人と同伴の中学生以下は無料
●対象：本券で5人までご利用いただけます。



新「東近江市」いいところ発見
得クーポン券
西堀榮三郎記念探検の殿堂
●入館料：無料(大人700円～小中学生350円)
●対象：本券で5人までご利用いただけます。



新「東近江市」いいところ発見
得クーポン券
近江商人郷土館
●入館料：2割引(500円～400円)
●対象：本券で5人までご利用いただけます。



新「東近江市」いいところ発見
得クーポン券
ふれあい運動公園パターゴルフ場
●入場料：無料(200円)
●対象：本券で5人までご利用いただけます。



新「東近江市」いいところ発見
得クーポン券
緑の広場パターゴルフ場
●入場料：無料(大人500円～小中学生300円)
●対象：本券で5人までご利用いただけます。



新「東近江市」いいところ発見
得クーポン券
野口謙蔵記念館
●入館料：無料(大人200円～大人150円～小中学生100円)
●対象：本券で5人までご利用いただけます。

東近江市・能登川町・蒲生町

合併協議会だより

平成17年
10月26日発行

最終号

編集・発行 東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会事務局 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号 ☎0748-24-5625 FAX0748-20-0855 <http://www.city.higashiomi.shiga.jp>

平成18年1月1日からの東近江市の本庁・支所・出張所の状況



東近江市能登川支所



東近江市湖東支所



東近江市愛東支所



東近江市五個荘支所



東近江市



東近江市政所出張所



東近江市蒲生支所



東近江市役所(本庁)



東近江市永源寺支所

目次

- 2ページ.....
・能登川町及び蒲生町の住所表示について
- 3ページ.....
・東近江市の住所表示について
- 4～5ページ.....
・能登川町及び蒲生町の
公共施設の名称について
- 6～7ページ.....
・能登川町及び蒲生町の
公共施設の使用料について
- 8ページ.....
・能登川支所及び蒲生支所の
組織・事務機構について
・合併への取り組み経過について
・東近江市の市章について
・町名の訂正について
・お知らせ

今後の合併に関する情報は、一市二町の広報紙などによりお伝えしていきます。これまでのご愛読ありがとうございます。

平成17年1月の創刊号から5回にわたり、一市二町の合併協議の経過をお伝えした協議会だよりも本号をもって最終となります。今回は、合併に伴う住所表示・能登川町及び蒲生町の公共施設の名称や使用料などについて特集をしています。

平成16年11月26日に任意の合併検討協議会を設置以降、平成17年3月1日からは法定の合併協議会へと移行し、進められてきた東近江市と能登川町及び蒲生町の合併に関する協議も、平成17年9月30日開催の第5回合併協議会をもって終了しました。

平成18年1月1日
新「東近江市」誕生

合併まであと
67日

合併への取り組み経過について

年月日	項目	備考
16 11 26	東近江市・能登川町・蒲生町 合併検討協議会(任意)を設置	
16 12 7	第1回合併検討協議会開催	合併協定項目の協議を開始
16 12 21	滋賀県知事から合併重点支援 地域の指定	
16 12 22	第2回合併検討協議会開催	
17 1 12	第3回合併検討協議会開催	
17 1 16	住民説明会実施	～2月13日 合併協議の経過 及び合併建設計画について 説明
17 2 1	第4回合併検討協議会開催	合併協定項目の調整を終了
17 2 15 16	各市町議会による東近江市・能 登川町・蒲生町合併協議会(法 定)設置の議決	2月15日 蒲生町 2月16日 東近江市、能登川町
17 3 1	合併協議会を設置	
17 3 2	第1回合併協議会開催	合併協定内容を決定
17 3 2	合併建設計画の滋賀県知事協議	～3月8日 滋賀県知事より “異議なし”の回答
17 3 8	第2回合併協議会開催	合併建設計画を決定
17 3 8	合併協定調印式	協議会委員の立会いのもと、 各市町長が合併協定書 に調印
17 3 23	各市町議会による合併関連議 案の議決	各市町とも賛成多数で可決
17 3 30	滋賀県知事へ合併申請書提出	
17 4 28	滋賀県議会による合併関連議 案の議決	賛成多数で可決
17 4 28	滋賀県知事による合併の決定	
17 5 20	総務大臣による合併の告示	
17 5 26	第3回合併協議会開催	
17 7 14	第4回合併協議会開催	能登川町及び蒲生町の主な 公共施設の名称や使用料に ついて報告
17 7 20	新「東近江市」誕生記念事業実施	～10月31日、スタンプラリー 及びクーポン券の配布事業 を実施
17 9 30	第5回合併協議会開催(最終)	能登川支所及び蒲生支所の 組織・事務機構などについて 報告
17 12 31	合併協議会廃止	
18 1 1	新「東近江市」誕生	東近江市に能登川町及び蒲 生町が編入し合併施行

町名の訂正について

第2回合併協議会の報告事項で、合併協議会だよりNo.1速報に掲載の「能登川町及び蒲生町の東近江市における「町名」について」の表中、蒲生町の「大字葛巻」及び「東近江市葛巻町」の「葛」の文字は、「葛」の文字へ訂正させていただきます。

お知らせ 合併協議会事務局の電話番号とホームページのアクセス先が変わります!

本日から合併協議会事務局の電話番号とホームページのアクセス先を次のとおり変更しますので、お間違えのないよう、よろしく申し上げます。

なお、事務局(東近江市役所合併管理室内)の住所やFAX番号の変更はありません。

能登川支所及び蒲生支所の 組織・事務機構について

東近江市との合併に伴い、現在の能登川町及び蒲生町の役場は、現庁舎を活用した東近江市の支所となります。

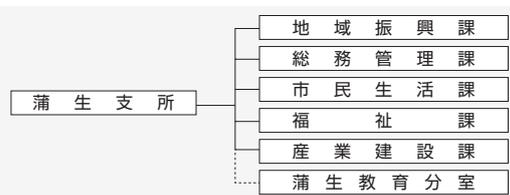
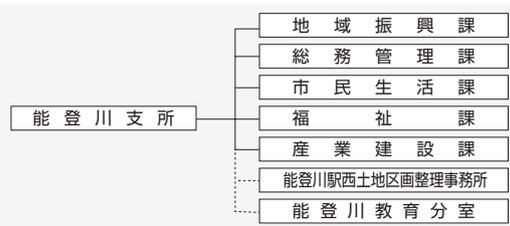
両支所については、現在の東近江市の支所の形態に準じ、地域住民のみなさんへの各種サービスが継続・維持され、合併により混乱を招くことのないよう、円滑に移行できる体制を基本とし、次のとおりとなります。



○支所の特徴

- ・支所には、支所長を配置し、地域内での事業を推進します。
- ・現在2町が実施している地域に密着した事業については、継続・維持できる体制としています。

○組織図



- ### 主な業務
- ・地域振興、自治会、消防防災、地区イベント
 - ・戸籍、住民票、印鑑登録、外国人登録の届出・証明
 - ・埋火葬の届出・許可
 - ・一般廃棄物処理、飼い犬登録
 - ・国民健康保険、介護保険、医療、年金の申請・相談
 - ・税務に関する証明、税相談、収納
 - ・福祉関係の申請・相談
 - ・農林水産業、商業、観光の振興・相談
 - ・道路、河川の管理・整備
 - ・水道、公共下水道、農村下水道施設の維持管理
 - ・地域スポーツ振興、生涯学習、人権学習事業

東近江市の市章について



デザインの主旨

東近江市の東(east)の「e」と「近」をモチーフに、グリーンは豊かな自然を、ブルーは清らかな川と環境を、レッドは活力を表現。全体として豊かさ・調和・発展・成長・連携・交流を表し、「東近江市」の将来像をシンボライズしています。

能登川町及び蒲生町のみなさん 東近江市に合併後の住所表示を お確かめください!

【年賀はがき記入例】



〒521-1202

(住所) 滋賀県東近江市
阿弥陀堂町△番地□

東近江 太郎
花子

☎0748-42-0000

合併後の
住所表示で明記

東近江市との合併に伴い、平成18年1月1日から能登川町及び蒲生町の住所表示が変更されます。

下の表をご覧ください、合併後の住所表示をお確かめください。

また、来年の年賀状などをご準備の際には、合併後の住所表示に変更していただくなど、ご注意ください。

☆現在使われている郵便番号や電話番号、番地は変わりません。

※市町村合併により、平成18年1月1日から住所表示が変更されました。
(これまでの住所表示) 滋賀県神崎郡能登川町大字阿弥陀堂△番地の□

※読み方の五十音順

能登川町 [町の数 25]		
現在の住所表示	合併後の住所表示	読み方
大字阿弥陀堂	東近江市阿弥陀堂町	あみだどうちょう
大字猪子	東近江市猪子町	いのこちょう
大字伊庭	東近江市伊庭町	いばちょう
大字今	東近江市今町	いまちょう
大字小川	東近江市小川町	おかわちょう
大字乙女浜	東近江市乙女浜町	おとめはまちょう
大字垣見	東近江市垣見町	かきみちょう
大字川南	東近江市川南町	かわみなみちょう
大字北須田	東近江市北須田町	きたすだちょう
大字きぬがさ	東近江市きぬがさ町	きぬがさちょう
大字栗見新田	東近江市栗見新田町	くりみしんでんちょう
大字栗見出在家	東近江市栗見出在家町	くりみでざいけちょう
大字佐生	東近江市佐生町	さそちょう
大字佐野	東近江市佐野町	さのちょう
大字新宮	東近江市新宮町	しんぐうちょう
大字神郷	東近江市神郷町	じんごうちょう
大字鉢光寺	東近江市鉢光寺町	たいこうじちょう
大字大中	東近江市大中町	だいなかちょう
大字種	東近江市種町	たねちょう
大字長勝寺	東近江市長勝寺町	ちようしょうじちょう
大字能登川	東近江市能登川町	のとがわちょう
大字林	東近江市林町	はやしちょう
大字福堂	東近江市福堂町	ふくどうちょう
大字南須田	東近江市南須田町	みなみすだちょう
大字山路	東近江市山路町	やまじちょう

蒲生町 [町の数 29]		
現在の住所表示	合併後の住所表示	読み方
大字石塔	東近江市石塔町	いしどうちょう
大字市子沖	東近江市市子沖町	いちこおきちょう
大字市子川原	東近江市市子川原町	いちこかわらちょう
大字市子殿	東近江市市子殿町	いちことのちょう
大字市子松井	東近江市市子松井町	いちこまついちょう
大字稲垂	東近江市稲垂町	いなたりちょう
大字鑄物師	東近江市鑄物師町	いものしちょう
大字大塚	東近江市大塚町	おおつかちょう
大字葛巻	東近江市葛巻町	かずらまさちょう
大字綺田	東近江市綺田町	かばたちょう
大字上麻生	東近江市上麻生町	かみあそうちょう
大字上南	東近江市上南町	かみなちょう
大字大森	東近江市蒲生大森町	かもうおおもりちょう
大字岡本	東近江市蒲生岡本町	かもうおかもとちょう
大字寺	東近江市蒲生寺町	かもうてらまち
大字蒲生堂	東近江市蒲生堂町	かもうどうちょう
大字川合	東近江市川合町	かわいちょう
大字木村	東近江市木村町	きむらちょう
大字合戸	東近江市合戸町	ごうどうちょう
大字桜川西	東近江市桜川西町	さくらがわにしちょう
大字桜川東	東近江市桜川東町	さくらがわひがしちょう
大字下麻生	東近江市下麻生町	しもあそうちょう
大字鈴	東近江市鈴町	すずちょう
大字田井	東近江市田井町	たいちょう
大字外原	東近江市外原町	とのぼらちょう
大字平林	東近江市平林町	ひらばやしちょう
大字宮井	東近江市宮井町	みやいちちょう
大字宮川	東近江市宮川町	みやがわちょう
大字横山	東近江市横山町	よこやまちょう

■住所表示変更例

合併に伴い、住所番地の枝番表示も統一されます。
(例) 123番地の45→123番地45「の」が省略されます。

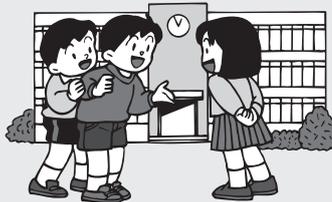
(合併前) 神崎郡能登川町大字阿弥陀堂△番地の□ → (合併後) 東近江市阿弥陀堂町△番地□
 蒲生郡蒲生町大字石塔△番地の□ → 東近江市石塔町△番地□

☆住所表示が変更されることにより、みなさんがお持ちの各種免許証などの住所変更手続きが必要となる場合があります。この手続きに関することについては、今後2町の広報紙や12月に発行予定の「暮らしのガイドブック」などによりお知らせします。

能登川町及び蒲生町の公共施設の名称について

東近江市との合併に伴い、能登川町及び蒲生町の公共施設の名称が一部変更されます。

ここでは、合併時から変更される2町の主な公共施設の名称についてお知らせします。



区分	町名	現在の施設名称	合併後の施設名称
支所	能登川町	能登川町役場	東近江市能登川支所
	蒲生町	蒲生町役場	東近江市蒲生支所
幼稚園	能登川町	能登川町立能登川第一幼稚園	東近江市立能登川第一幼稚園
		能登川町立能登川第二幼稚園	東近江市立能登川第二幼稚園
	蒲生町	蒲生町立蒲生幼稚園	東近江市立蒲生幼稚園
		蒲生町立長峰幼稚園	東近江市立長峰幼稚園
小学校	能登川町	能登川町立能登川東小学校	東近江市立能登川東小学校
		能登川町立能登川西小学校	東近江市立能登川西小学校
		能登川町立能登川南小学校	東近江市立能登川南小学校
		能登川町立能登川北小学校	東近江市立能登川北小学校
	蒲生町	蒲生町立蒲生東小学校	東近江市立蒲生東小学校
		蒲生町立蒲生西小学校	東近江市立蒲生西小学校
蒲生町立蒲生北小学校	東近江市立蒲生北小学校		
中学校	能登川町	能登川町立能登川中学校	東近江市立能登川中学校
	蒲生町	蒲生町立朝桜中学校	東近江市立朝桜中学校
保育園	能登川町	能登川町立能登川保育所 こぼと園	東近江市立こぼと保育園
		能登川町立能登川保育所 ひばり園	東近江市立能登川ひばり保育園 <small>※東近江市湖東地区にある「東近江市立ひばり保育園」は「東近江市立湖東ひばり保育園」となります。</small>
		能登川町立能登川保育所 めじろ園	東近江市立めじろ保育園
		能登川町立能登川保育所 ちどり園	東近江市立ちどり保育園
児童館	能登川町	能登川町立ふれあいセンターつくし	東近江市立つくし児童館
		能登川町立ふれあいセンターすみれ	東近江市立すみれ児童館
		能登川町立ふれあいセンターあやめ	東近江市立あやめ児童館
図書館	能登川町	能登川町立図書館	東近江市立能登川図書館
公民館	能登川町	能登川町中央公民館	東近江市立能登川公民館
	蒲生町	蒲生町公民館	東近江市立蒲生公民館
コミュニティセンター	能登川町	能登川町きぬがさコミュニティセンター	東近江市きぬがさコミュニティセンター
地域総合センター等	蒲生町	蒲生町立石塔会館	東近江市立石塔会館
福祉センター	能登川町	能登川町総合健康福祉センター なごみ	東近江市能登川福祉センター なごみ
保健センター	能登川町	(能登川町総合健康福祉センター なごみ)	東近江市能登川保健センター
	蒲生町	蒲生町保健センター	東近江市蒲生保健センター
病院・診療所	能登川町	能登川町国民健康保険能登川病院	東近江市立能登川病院
	蒲生町	蒲生町国民健康保険 蒲生町病院	東近江市立蒲生病院
		蒲生町国民健康保険 蒲生町病院 鋳物師診療所	東近江市立蒲生病院 鋳物師診療所
		蒲生町国民健康保険 蒲生町病院 長峰診療所	東近江市立蒲生病院 長峰診療所
福祉施設	能登川町	能登川町介護予防センター ひだまり	東近江市能登川介護予防センター ひだまり
		能登川町老人福祉センター 織寿苑	東近江市老人福祉センター 織寿苑
		能登川町障害福祉センター 水車野園	東近江市能登川障害福祉センター 水車野園
	蒲生町	蒲生町いきがい活動支援センター「せせらぎ」	東近江市蒲生いきがい活動支援センター せせらぎ
		蒲生町デイサービスセンター「あさひの」	東近江市蒲生デイサービスセンター あさひの



東近江市能登川プール
(能登川町)



東近江市能登川水車とカヌーランド
(能登川町)



東近江市野口謙蔵記念館
(蒲生町)



東近江市ガリ版伝承館
(蒲生町)

区分	町名	現在の施設名称	合併後の施設名称
産業振興施設	蒲生町	蒲生町ふれあい体験農園	東近江市ファームトピア蒲生野
勤労者施設	能登川町	能登川町勤労者会館	東近江市能登川勤労者会館
博物館・資料館	能登川町	能登川町立博物館	東近江市能登川博物館
	蒲生町	蒲生町野口謙蔵記念館	東近江市野口謙蔵記念館
		ガリ版伝承館	東近江市ガリ版伝承館
文化財センター	能登川町	能登川町埋蔵文化財センター	東近江市埋蔵文化財センター
文化ホール	能登川町	能登川町文化小劇場「やわらぎホール」	東近江市やわらぎホール
	蒲生町	蒲生町文化ホール	東近江市あかね文化ホール
体験・学習施設	能登川町	能登川水車とカヌーランド	東近江市能登川水車とカヌーランド
	蒲生町	悠久の丘蒲生町あかね古墳公園	東近江市悠久の丘あかね古墳公園
体育施設	能登川町	能登川町民スポーツセンター ・能登川町民体育館 ・能登川町民武道館 ・能登川町民グラウンド ・能登川町民テニスコート	東近江市能登川スポーツセンター ・体育館 ・武道館 ・グラウンド ・テニスコート
		やわらぎの郷公園 ・テニスコート ・芝生広場 ・屋根付多目的広場	東近江市やわらぎの郷公園 ・テニスコート ・芝生広場 ・屋根付多目的広場
		能登川町ふれあい運動公園 ・芝生広場 ・グリーンランド(バターゴルフ) ・サッカーグラウンド ・ソフトボール場	東近江市ふれあい運動公園 ・芝生広場 ・バターゴルフ場 ・グラウンド ・ソフトボール場
		能登川町温水プール	東近江市能登川プール
	蒲生町	蒲生町町民体育館	東近江市蒲生体育館
		蒲生町運動公園 ・総合運動場 ・野球場 ・テニスコート	東近江市蒲生運動公園 ・第一グラウンド ・第二グラウンド ・野球場 ・第一テニスコート ・第二テニスコート
		蒲生町緑の広場	東近江市蒲生緑のひろば ・バターゴルフ場



☆東近江市の公共施設の名称については、「東近江市立ひばり保育園」が「東近江市立湖東ひばり保育園」に変更される以外は、合併後も変わりません。

能登川町及び蒲生町の公共施設の使用料について

東近江市との合併に伴い、能登川町及び蒲生町の公共施設の使用料は、合併時の利用から次のとおりとなります。

2町の所有する公共施設の使用料については、さまざまな料金体系や土日夜間の割増しなどがあります。

これらをわかりやすい料金体系とするため、東近江市の使用料算定方法により、床面積、施設の規模・形態などを基準として、1時間または1回単位の設定とします。

なお、冷暖房使用時は、使用料の50%割増しとなります。

また、市民以外の方の利用については、使用料を2倍とします。
(プール等一部施設を除く。)

※減免措置などについては、各施設におたずねください。

生涯学習関係・福祉・その他の施設

- ①ホール(固定席)
基準：施設のグレードによる
2,500円/時間
2,000円/時間
- ②多目的ホール
基準：床面積
300㎡以下 1,000円/時間
300㎡を超えるもの 1,500円/時間
- ③研修室・会議室・和室・調理室等
基準：床面積
50㎡以下 150円/時間
50㎡を超え100㎡以下 250円/時間
100㎡を超えるもの 500円/時間

【主な公共施設の使用料】

区分	町名	合併後の施設名称 (現在の施設名称)	区分	使用料	照明料	備考	
体育施設	能登川町	東近江市能登川スポーツセンター (能登川町民スポーツセンター)	体育館(2面)	1面 400円/時間		1面とはバレーボールコート	
			テニスコート(2面)	1面 300円/時間			
			グラウンド(2面)	1面 200円/時間	1,500円/時間	1面とはソフトボール用相当	
			武道館	半面 200円/時間			
			会議室A	150円/時間			
			会議室B	250円/時間			
		東近江市やわらぎの郷公園 (やわらぎの郷公園)	テニスコート(6面)	1面 300円/時間			1面とはゲートボールコート用相当
			屋根付多目的広場(4面)	1面 300円/時間			
		東近江市ふれあい運動公園 (能登川町ふれあい運動公園)	グラウンド(2面)	1面 200円/時間			1面とはソフトボール用相当
			ソフトボール場(4面)	1面 200円/時間			1面とはソフトボール用相当
	バターゴルフ場		1人1ラウンド 300円				
	東近江市能登川プール (能登川町温水プール)	プール(大人)	500円/回				
		プール(中学生以下)	250円/回				
		プール(団体貸切)	25,000円/時間				
		プール(コース占用)	1,000円/時間				
		ミーティング室	250円/時間				
	蒲生町	東近江市蒲生体育館 (蒲生町町民体育館)	体育館(2面)	1面 400円/時間			1面とはバレーボールコート
			卓球場	1台 200円/時間			
			会議室A	150円/時間			
			会議室B	150円/時間			
会議室C			150円/時間				
東近江市蒲生運動公園 (蒲生町運動公園)		野球場	400円/時間				
		第一グラウンド(4面)	1面 200円/時間	A面のみ 1,000円/時間		1面とはソフトボール用相当	
		第二グラウンド(1面)	1面 200円/時間			1面とはソフトボール用相当	
		第一テニスコート(2面)	1面 300円/時間				
		第二テニスコート(6面)	1面 300円/時間				
東近江市蒲生緑のひろば (蒲生町緑の広場)	バターゴルフ場	1人1ラウンド 300円					

児童館

④会議室・和室・ホール等

基準：床面積	
50㎡以下	50円/時間
50㎡を超え100㎡以下	100円/時間
100㎡を超えるもの	150円/時間

地域総合センター等

⑤研修室・会議室・和室・調理室等

基準：床面積	
50㎡以下	50円/時間
50㎡を超え100㎡以下	100円/時間
100㎡を超えるもの	150円/時間

体育施設

A 体育館

基準：床面積	
バレーボールコート1面相当面積	400円/時間
上記未滿	200円/時間

B テニスコート

基準：1面当り	
屋外	300円/時間
屋内	600円/時間
※照明料金は別途設ける。	

C 野球場

スタジアム	1,500円/時間
その他	400円/時間
※照明料金、その他の施設利用は別途設ける。	

D グラウンド

基準：面積	
ソフトボール1面相当面積	200円/時間
※照明料金は別途設ける。	

E トレーニングルーム

基準：1回	250円/回
-------	--------

F プール

基準：1回(時間制限、年齢区分あり)	
大人	500円/回
中学生以下	250円/回

G 弓道場

現行のとおり

区分	町名	合併後の施設名称 (現在の施設名称)	部屋名	使用料	区分	町名	合併後の施設名称 (現在の施設名称)	部屋名	使用料						
公民館	能登川町	東近江市立能登川公民館 (能登川町中央公民館)	大集会室	1,500円/時間	地域総合センター等	蒲生町	東近江市立石塔会館 (蒲生町立石塔会館)	集会室1	50円/時間						
			婦人研修室	150円/時間				集会室2	50円/時間						
			研修室	250円/時間				集会室3	50円/時間						
			青年研修室	150円/時間				集会室4	50円/時間						
			老人教養室	150円/時間				相談室	50円/時間						
			蒲生町	東近江市立蒲生公民館 (蒲生町公民館)		婦人教養室	150円/時間	福祉センター	能登川町	東近江市能登川福祉センター なごみ (能登川町総合健康福祉センター なごみ)	トレーニングルーム	250円/回			
						調理実習室	250円/時間				福祉施設	能登川町	東近江市老人福祉センター 織寿苑 (能登川町老人福祉センター織寿苑)	大集会室	500円/時間
						視聴覚室	150円/時間							研修室	150円/時間
						パソコン室	150円/時間							多目的室1	150円/時間
						小ホール	2,000円/時間 電動固定席を使用しない場合 1,000円/時間							多目的室2	150円/時間
	学習室1	150円/時間			相談室	150円/時間									
	蒲生町	東近江市立蒲生公民館 (蒲生町公民館)			学習室2	250円/時間	勤労者施設					能登川町	東近江市能登川勤労者会館 (能登川町勤労者会館)	調理実習室	250円/時間
					学習室3	150円/時間								和室大	150円/時間
					学習室4	150円/時間								和室中	150円/時間
					学習室5	250円/時間								和室小	150円/時間
			学習室6	500円/時間	文化ホール	能登川町		東近江市やわらぎホール (能登川町文化小劇場「やわらぎホール」)	舞台ホール	1,000円/時間					
			多目的室	250円/時間					会議室	150円/時間					
			調理実習室	250円/時間					蒲生町	東近江市あかね文化ホール (蒲生町文化ホール)	大ホール			2,500円/時間	
			視聴覚室	250円/時間							楽屋			150円/時間	
			工芸室	250円/時間							ホワイエ			500円/時間 ホワイエ単独使用の場合	
研修室			250円/時間												
老人室8畳	150円/時間														
老人室6畳	150円/時間														
調理室	150円/時間														



☆東近江市の公共施設の使用料については、合併後も変わりません。